



NEWSLETTER

《企業法制と法創造》総合研究所
知的財産法制研究センター

❖ RCLIP 第28回研究会（2009/7/17開催）

「スペアパーツの意匠保護に対する権利制限の可能性とその妥当性」

【講師】今村哲也（明治大学情報コミュニケーション学部専任講師）



RCLIP 第28回研究会では、スペアパーツの意匠保護に対する権利制限をテーマとした報告を行った。

事故などによって自動車の構成部品であるバンパーやフェンダーなどが破損した場合、同じ型の修理部品（spare parts）によって交換することがある。これらの修理部品について意匠権が登録されている場合でも、修理用に提供する部品については意匠保護を制限し、権利行使を認めないようにしようという大胆な議論がある。意匠権者は自動車が最初に製造・販売される一次的市場においてはバンパーやフェンダー等の構成部品の意匠権を行使できるが、二次的市場（アフターマーケット）で提供される修理部品については意匠権を行使できないとする議論である。

まず報告者から欧州において議論されているスペアパーツの意義について説明がなされた。欧州には「複合製品」という概念が欧州共同体意匠規則および欧州意匠指令に存在し、「複合製品の構成部品で通常の使用において見え続けるもの」が、修理条項の対象となるスペアパーツとして議論されている。また、スペアパーツ問題の利害関

係人には、意匠の権利者、独立系部品メーカーの他、保険会社、消費者が含まれることについても述べた。さらに、現在のスペアパーツに係る意匠に関する法制度の在り方としては、①他の意匠と区別しない考え方、②意匠保護を認めない考え方、③保護期間を限定する考え方、④一定の要件の下で権利行使を制限する考え方、⑤一定期間経過後に報償金スキームを採用する考え方が存在することについて指摘した。そして、欧州および米国における議論の動きについても言及した。

修理部品の意匠保護に対する権利制限とTRIPS協定26条2項における意匠に係る権利の制限規定との関係については、Joseph Strauss博士やACEA（欧州自動車工業会）による消極説（26条2項に反する）とAnnette Kur博士や2004年欧州委員会報告書による積極説（26条2項に反しない）を紹介した。報告者は、TRIPS協定との関係では修理条項を設けることは許容される余地があると考えたとの立場を示した。その理由として、26条1項の定める権利が著作権や特許権について定めている権利よりは相対的に弱くTRIPS協定がさほど明確なルールを与えているわけではないこと、また、少なくとも著作権の制限規定のテストと異なり26条2項は「第三者の正当な利益を考慮」を参照すべきことが追加されていること等を挙げた。ただし、現在の欧州意匠指令案で示されているような形式の修理条項を採用することが我が国にとって望ましいという結論を採るわけではないことにも言及した。

最後に報告者は、我が国が欧州共同体意匠規則や欧州意匠指令案と同様の立法を設けることは見通しが低いことを指摘した。また、報告者は、直観的な判断としては、修理条項を我が国の意匠法に設けることが、我が国の産業に短期的なメリ

R CLIP

ットをもたらすとは考えにくい、このことに対する正確な判断は修理条項の導入による我が国産業への影響についてより実証的に検証した上でなされる必要があることも示唆した。

以上の報告に続き、出席者からの質疑を受け、活発な議論が展開された。(RC 今村哲也)

❖<RCLIP 欧州TLOセミナー>

「欧州主要諸国の技術移転制度及びEU主導の技術移転活動奨励政策」 (2009/9/7 開催)

【講師】 Luca Escoffier

(ワシントン大学ロースクール客員講師、
(財)知的財産研究所招聘研究員)



2009年9月7日、早稲田大学26号館大隈タワー地下一階多目的講義室で行われた本セミナーでは、イタリアのバイオ関連研究センター技術移転マネージャーの経験を有する Luca Escoffier 氏を招聘し、わが国ではまだ比較的情報の少ない欧州主要諸国の技術移転制度につきご報告いただいた。

まず背景として、2000年にはEUにおいて決議された、世界で最も競争力のある「知識基盤経済」の構築を目標としたリスボン戦略のもと、2003年には、2010年までにEU全体の研究開発投資をGDPの3%まで増加させるという文書(communication)が採択されている(ただし、強制力を持つものではない)。また、欧州委員会で2007年に採択された文書では技術移転に増して「知識移転」が重視されるに至っている。これは、

欧州委員会において「スキル・能力などの明示的・暗黙的知識の取得、収集、共有のプロセス」と定義され、ライセンスなどの技術可能化ビジネスプロセスなどを包含する、技術移転の上位概念であるという。続いて各国の技術移転機関の具体的状況として、英国オックスフォード大学の100%子会社 ISIS Innovation Ltd.におけるコンサルティング業務等の事例、デンマークにおける全国ネットワークの導入等の事例が紹介された。

研究機関の役割に関しては、従来の教育・研究に加えて、イノベーションの重要性は欧州でも一般的に受け入れられており、これら3つを「知識トライアングル」として統合する趨勢があるが、利益重視研究と研究者利益を巡る紛争可能性への疑念もみられると指摘された。

このような中、2008年4月に欧州委員会が通過させた「大学その他研究機関のための知識移転活動における知財マネジメント及び実務規定」に関する勧告が紹介された。これは、特に知財マネジメントのために 1)学生・スタッフにとって明確な指針となる知財ポリシーの開発、2)知財ポリシーの実施のための適切なインセンティブの提供を、また、知識移転活動のために 1)ライセンスポリシーの策定と公表、2)スピンオフ創造のためのポリシーの策定と公表 3)知財保護・知識移転の監視、4)知的財産権の帰属の明確化を原則としている。研究者間におけるこれらの原則の貫徹の困難さが、イタリアにおける氏の実務上の経験を交えて紹介された。

最後に当面の問題として、発明者適格をめぐるEU諸国のハーモナイゼーションが、各国国内法レベルでも条約レベルでも不足していること、技術・法律・経営のリソースがそれぞれ分散しており知識移転プロセス全体に関しての知識が不足していることが、技術移転の障害となっていると指摘された。

続いて、朝日透教授(早稲田大学先進理工学部)より、「国際連携の初期フェーズに大切なこと～

R CLIP

ボン大学 LIMES と早稲田大学 ASMeW との国際連携を事例として～」との表題で、早稲田大学先端科学・健康医療融合研究機構と独ボン大学ライフ・メディカルサイエンス研究所とのライフ・メディカルサイエンス部門における提携の実態を、人材交流の場面など具体的にご経験を豊富に交えて紹介され、国際連携の意義としての世界的規模の問題解決が可能な技術の開発・人材輩出のために、「理念の共有」と「信頼関係の醸成」を最も重要な点として挙げられた。



飯田香緒里特任助教(東京医科歯科大学知的財産本部)からは、「東京医科歯科大学の国際産学連携活動の紹介～欧米技術移転機関との取り組みについて」との表題で、わが国でも2008年以来文科省プログラムにおいて国際産学官連携が推進されているが、国際産学官連携は少ないのが現状であるところ、共通問題の解決、実務能力の向上とスピードアップを図るといった技術連携の意義を指摘され、1)海外技術移転に関する調査研究、2)海外 TLO との連携体制構築、3)内部人材の海外研修の各論点につき、ワシントン大学・ハーバード大学 TLO、ドイツ各大学等との提携などを、具体例を交えてご紹介いただいた。



パネルディスカッションでは、まず朝日教授から、ボン大学との MOU 取り交しのご経験を踏まえて、特に国際提携研究の開始前に権利帰属につき詳細に合意を得る意義につき質問がなされた。Escoffier 氏は、欧州において多国・多数の参加者が関わる場合にはとりわけ事前の合意が重要性を有するとし、その際に様々に用意されたテンプレートが活用される事例が多いと指摘された。飯田助教からは、ミラノ大学との提携のご経験を踏まえて、イタリアにおいて事前承継に関する取り決めが一般的かどうかの質問がなされた。Escoffier 氏からは、イタリアでは特に医療機関において知財ポリシーが発達していると指摘し、さらに、日本との比較の観点から、イノベーション推進を図るという面では、日本の知識移転の制度は成熟している等の指摘がなされた。この他にも活発な議論が展開された。

(研究助手 志賀典之)

✦高林龍教授・清水節裁判官の台湾での晴れ姿 —台湾講演の状況報告— (2009/9/22 開催)

主催：台湾知的財産局

会場：台湾台北市集思台大会議センター 国際会議館(台北市羅斯福路4段85号B1)

講師：

高林龍 教授(早稲田大学知的財産法制研究センター長、大学院法学研究科教授)

清水節 裁判官(東京地方裁判所知財部総括判事)

去る2009年9月22日(火)、台北において「2009年度特許訴訟新制国際検討会」が開催され、今回は特別に台湾知的財産局が日本からお招きした高林龍先生と清水節先生にご講演いただいた。高林龍先生は裁判官として、日本における民事事件、知的財産件関係訴訟を17年間にわたり担当してこられ、現在は早稲田大学知的財産法制研究センター長兼大学院法学研究科教授でいらっしゃる。

また、清水節先生は、現在、東京地方裁判所知財部で総括判事を務めておられる。

台湾では、2008年7月1日に初めての「智慧財産法院」（以下、「知的財産裁判所」）が台北に設立され、知的財産権に関する民事刑事訴訟事件及び行政訴訟事件の専門処理にあたって一年あまりが経過した。各界は知的財産に関する新たな訴訟制度についての認識を一層深めるとともに、効率的に問題を解決している知的財産裁判所を支持する意見が多数を占めているものの、その一方で、実務の変更による特許事件審査に対する影響の問題への不安も高まりつつある。したがって、台湾の知財界は、今回、日本からの二人の専門家に上記問題についてご講演いただけることを大変光栄に感じ、お二方のご訪台を大いに期待する様子が伺えた。

当日の講演会は、朝9時から午後6時まで行われ、主に特許権の有効性に関する審査及び無効審判に関する内容で進められた。高林先生及び清水先生には、午前中にそれぞれ約90分間のご講演をいただいた。

まず、高林先生が「日本における審判及び審決取消訴訟と侵害訴訟の審理判断をめぐる諸問題」と題して講演され、特に「権利無効主張に対する特許侵害訴訟と審決取消訴訟の役割分担」及び「審決取消訴訟における新理由・新証拠提出の可否」については実例とQ&A形式による解説をいただき、大変分かりやすかったとの評判が伺えた。



続いて、清水先生から「特許権侵害訴訟の概要—無効の抗弁を中心として」と題してご講演いただき、主に「裁判所と訴訟手続」、「東京地裁にお

ける知財事件の現状」、「最近の特許権侵害訴訟における特色」について、図表・実例を交えた興味深いご説明をいただいた。



午後は「円卓会議」を中心に進められ、知的財産局の局長王美花氏が司会者を務めました。講演会の参加者からは、高林先生、清水先生をはじめとして、韓国の Chaho JUNG 教授及びシンガポールの Dr. Stanley Lai などの専門家が会し、約2時間半にわたり熱心な討論が行われた。なお、講演内容や議論を通じて、日台における特許権侵害訴訟制度の相異点についての理解が深まった。将来、これは必ずや台湾特許法改正の際の参考として役立つものとなるであろう。

今回の講演会には、アジア弁理士協会(APAA)会員のほか、台湾の特許事務所代表、法学者、一般の方など、約300数名の方々に参加した。また、参加者から数々の質問が飛び出すなど、関心の高さが伺え、熱心な聴講姿勢も印象に残るものであった。また、ある特許事務所の代表は、「これまで、無効審判についての疑問がずっと頭から離れなかったが、日本の専門家の講演を拝聴してついに答えを得ることができた！」という感想も寄せられ、大変に有意義な講演会であるとの好評を得た。「円卓会議」の後は、知的財産局にて、高林先生や清水先生を囲むパーティーが開かれ、今回の国際検討会は盛会のうちに幕を閉じた。

高林先生及び清水先生はともに、以前にも台湾で講演されたことがある。高林先生は今年3月に台湾知的財産裁判所の招聘で講演され、清水先生は台湾知的財産裁判所発足の2年前に講演された。お二人の先生に貴重なお時間、そして有意義

R
CLIP

なご意見をいただけたことを、心より感謝していると、台湾知財界は述べていた。なお、台湾のメディアにも今回のご講演が報道され、すばらしい講演会であったという非常に好意的な評価を得た。

(葉庭好)

❖JASRAC 連続公開寄附講座「著作権特殊講義」 「著作権侵害訴訟の実務上の問題点」

(2009/10/3 開催)

今年末、早稲田大学法務教育研究センターの一大行事である JASRAC 連続公開寄附講座「著作権特殊講義」は、10月3日をもってスタートした。今回の連続講義のテーマは、「著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題」であり、その趣旨は、著作権法の保護対象が広範に及び、著作物の利用の仕方も多様化している現状によって生じた様々な著作権侵害をめぐる問題に対し、著作権の保護とその利用とのバランスの取り方を知財分野の第一線で活躍されている実務家や学者に語っていただく機会を設けたものである。

初回の10月3日は、始めに講座のコーディネーターを務めた RCLIP センター長の高林龍教授が開会の辞を述べ、そして近頃退官され、知財関係の著名判例に多数関与される元知的財産高等裁判所判事の三村量一弁護士に、「著作権侵害訴訟の実務上の問題点」についてご講演をいただいた。



三村弁護士は、まず、著作権侵害訴訟とそれ以外の知財権訴訟との相違を「人格訴訟と経済訴訟」、「訴訟当事者」、「訴額」及び「涉外事件」の四点に分けて説明され、著作権侵害訴訟の特色を紹介された。次に、著作権侵害訴訟の構造については、管轄裁判所から著作権侵害行為と一般不法行為との関係まで詳しく述べられ、特に著作物性の有無と複製の侵害行為におけるの同一性・依拠性に対する判断の難さや損害額の計算については、ご自身の実務経験をもって現状の問題点を指摘された。そして、著作権侵害訴訟の争点については、著作権の保護期間、侵害行為の主体及びカラオケ法理、幫助者に対する権利行使などを主に、担当された事件の問題点から国の各省庁または各裁判所の上記問題に対する見解の違いまで紹介され、さらに自らが言及された実務上諸問題の解決策としてのフェアユース規定の導入可能性を語られ、従来の裁判例における解決手法とフェアユース規定との関係性についてもご見解を示された。このように日本国内の実務上問題を検討された後、最後は最高裁判例であるポパイ著作権事件（最高裁平成4年（オ）第1443号同9年7月17日第一小法廷判決・民集51巻6号2714頁）を題材に、判例の読み方についてご指導の傍ら、この類の事件の場合には、連載漫画の制作形態におけるストーリーと作画の分業の現実に鑑みて、ストーリー作者と作画者の両者ともその利益を享受することができれば良いのではないかというご感想を述べられた。

一時間半の間、元判事ならではの講義に集中して聴講された方々のご様子からも、その真剣さが伺えた。土曜日午後での講演会とはいえ、170人以上の参加者があり、三村弁護士のユーモアあるトークによって笑い声が法律講義の場を賑わし、成功裡に終えることができた。

(RA 陳柏均)

国際知的財産セミナー：

「中国新特許法の運用とその展望」

(2009/10/5 開催)

2009年10月5日、早稲田大学大隈小講堂で、120人以上の参加者を得て、国際知的財産セミナー「中国新特許法の運用とその展望」が開催された。本セミナーは、早稲田大学国際産学官連携本部が主催し、GCOE「企業法制と法創造」総合研究所早稲田大学知的財産法制研究センター(RCLIP)が共催する形で行われたものである。

開会に当たって、早稲田大学副総長・政治経済学術院教授である堀口健治教授、早稲田大学法学学術院院長・GCOE 拠点リーダーである上村達男教授と、コーディネーターを務める早稲田大学知的財産法制研究センター・センター長である高林龍教授から挨拶があり、早稲田大学グローバルCOE研究員である兪風雷氏の司会の下で、基調講演とパネルディスカッションの2部構成に分けて行われた。



基調講演

第一講演者は、国家知識産権局特許局副司長の何越峰氏である。何氏は、「『中国特許法』第三次改正の説明」をテーマとして、新特許法の実施に伴う特許審査基準及び特許権利範囲の変化をめぐむ状況に関して説明を行った。



まず、特許審査基準に関する改正を説明した。特許審査基準については、主に二つの点で改正がなされた。一つは、発明と実用新案権特許権付与の実質的条件において、「従来技術」の定義と「抵触出願」の定義が改正されたことである。

「従来技術」の概念については、旧「特許法実施細則」に規定していた「公知・公用技術」を、「出願日以前に国内外で公衆に知られている技術」に修正した。すなわち、従来技術の範囲が拡大されたわけである。

「抵触出願」の概念については、新特許法第22条2項は、主体を旧法第22条2項に規定されていた「他人」を、「いかなる組織又は個人」に修正した。これにより、主体の範囲が拡大され、出願者を含むいかなる組織又は個人も、同様の発明又は実用新案を出願日以前に国务院特許行政部門に出願しており、かつ、出願日以後に公開された特許出願書類又は公告された特許書類に記載されている出願は、抵触出願になる。

これらの二つの概念の改正に伴って、新規性と創造性の定義に関する記述表現も修正されたという。

もう一つは、意匠特許権付与の実質的条件であり、5か所が改正された。①「従来の意匠」の概念を、「出願日以前に国内外で公衆に知られている意匠」と定義して導入した。②「抵触出願」の概念を意匠特許権付与の実質的条件に導入した。③以上の二つの概念を導入することに伴って、新規性要件に関する記述表現を変え、判断基準が引き上げられた。④「創造性」の要件を導入し、特

許権を付与される意匠、従来の意匠又は従来の意匠の特徴の組み合わせとの違いは明らかであることが、強調された。⑤「衝突しない」要件をより厳密な表現に修正し、「特許権を付与される意匠は他人が出願日以前に先に得た合法的権利と衝突してはならない」と規定した。

次に、特許の権利範囲に関しては、次のように改正された。第一に、特許権の内容に関する規定の修正である。すなわち、意匠の特許権の実施行為を旧法の製造、販売、輸入行為に「販売申出」を追加した。第二に、特許の保護範囲の確定に関する規定の修正である。①発明及び実用新案特許の保護範囲に関しては、より厳密な表現に修正し、「発明及び実用新案特許の保護範囲は、そのクレームの内容によって定められ、明細書及び添付の図面はクレームの内容の解釈に用いることができる」と規定した。②意匠特許の保護範囲に関しては、新特許法が施行された後、意匠の出願をするときに概要説明の提出が要求され、その概要説明によって図面または写真に示されたその製品の意匠の解釈に用いることができるようになった。

第三に、特許権の侵害に当たらない行為に関する規定の修正である。まず、新特許法では、新しい規定として侵害被疑者がその実施している技術又は意匠が従来技術と従来意匠に属することを証明する証拠を有する場合、権利侵害行為には当たらない、とする規定が設けられた。同規定に基づいて、新特許法は従来技術抗弁を認めるようになった。

次に、特許権の侵害とみなさない行為として、真正製品の「輸入」行為が挙げられ、すなわち、並行輸入が認められるようになった。また、米国のボーラー条項を導入し、行政許可に必要な情報を提供するために、特許医薬品又は特許医療機器を製造、使用、輸入する場合、及びそのためにのみ特許医薬品又は特許医療機器を製造、輸入する行為も侵害行為に該当しないと規定している。

第二講演者は、北京大学法学院教授である張平氏である。張氏は、『従来技術』抗弁の分析をテーマとして、訴訟中の従来技術抗弁の運用及び考えられる問題点について考察を加えた。



張氏は、まず、法の規定及び「特許審査基準」の規定に基づいて、従来技術の確定について概説した上で、四つの判例を挙げ、訴訟における従来技術抗弁の運用状況を説明した。すなわち、侵害被疑者が「従来技術抗弁」を主張するとき、一部の裁判所は、①引証文献が公知技術抗弁の対比文献とみなしてよいかどうかを確認し、②対比文献に公開されている技術と侵害を訴えられた製品の技術案を比較し、③侵害を訴えられた製品の技術的特徴を特許技術の技術的特徴と比較する、という順序で判断する。

これに対し、他の一部の裁判所は、①侵害被疑製品と発明特許を比較し、②発明特許と公知技術を比較する、という順序を採用している。張氏は、後者の順序が非効率であり、また、実務では特許無効裁定と矛盾する問題があるため、前者の順序に賛成したいと述べた。

次に、張氏は、従来技術抗弁と無効宣告請求の衝突の問題について説明した。現行「最高人民法院特許紛争審理の法律運用問題に関する若干の規定」は、侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該権利の無効宣告を請求する場合は、訴訟中止が一般原則であるが、場合によって裁判官が裁量権に基づき中止しなくてもよいと定めていた。

ところが、新特許法の施行に伴って、第62条

で認められた従来技術又は従来意匠による抗弁がもし成立しなければ、被告が答弁期間内に当該権利の無効宣告を請求した場合、特許権侵害訴訟を中止すべきであろうかという問題に関しては、張氏は、法律適用の統一性を確保するために中止すべきであるという意見を述べた。

しかし、実際には、当事者は特許再審委員会の裁定を不服する場合に、行政訴訟を起こすことができ、行政訴訟によって権利を確認した後に、裁判所が初めて権利を侵害するか否かを判断するため、訴訟が確定されるまで、かなりの時間がかかるという問題がある。また、権利侵害を判断するとき、裁判所が常に「侵害被疑者の主観的要因」、「特許権者による特許権利の濫用」、「公共利益」の三要素に基づき判断することに対し、特許再審委員会は新規性と創造性だけを判断するため、裁判所の判決は特許再審委員会の裁定と違う結論が出る可能性がある。よって、張氏は、以上の問題を解決するために、統一された特許訴訟裁判所を設けるべきであると提言した。

三人目は、講演を予定していた上海大学知識産権学院院長である陶鑫良教授が病気で来日できなくなったため、天津大学文法学院院長である李旭教授が陶氏の報告を代読した。陶氏の報告は、「中国特許権の行使、侵害の法律改正及びその対策」をテーマとし、第三次改正後の中国特許法及びその実施に関する三つの問題について検討を試みたものである。



まずは、共有特許権の行使に関する法律改正及び「取り決め優先」を重視する積極的対応の問題である。新特許法第15条は、初めての特許出願権又は特許権の共有者の権利の行使に関する規定である。陶氏は、同規定が立法の空白を埋めたと評価したものの、運用上には次のような問題点があると指摘した。①法律用語として「特許出願権」の定義が曖昧であるため、「特許を出願する権利」（出願前の特許出願に対応する権利）と「特許出願権」（出願後から権利付与までの対応する権利）が混同しやすい問題、②新特許法第15条は、「取り決めがない場合、共有者は単独で実施するか、又は通常実施許諾方式により他人による該特許の実施を許諾することができる。」と定めているが、「通常実施許諾方式により他人による該特許の実施を許諾する」数量について、条文で明確に制限していないため、もし、一方の共有者は多量の「通常実施許諾証」を発行する場合には、他方の共有者に実際の又は潜在的な脅威又は損害を与える恐れがある問題、③新特許法第15条第3項は、「他人による該特許の実施を許諾した場合、受領する実施料は共有者間で分配しなければならない。」と定めているが、分配方法について明確な規定が存在しないため、如何に分配するかという問題である。

陶氏は、以上の三つの問題点に対し、取り決めが優先するという規定に基づき、実務上では、権利の帰属と行使方法、「通常実施許諾証」発行の制限、実施料分配の方法についてなるべく契約によって明確に取り決めすべきであると提言した。

次に、特許権侵害行為の制裁に関する法律改正及びその利点の積極的運用の問題である。新特許法では、実用新案または意匠特許にまで及ぶ特許権侵害紛争案件で、裁判所又は特許業務管理部門は特許権者又は利害関係者に対して、「特許調査レポート」を提出するよう要求することができる。陶氏は、「特許調査レポート」の役割と効力を説明した上で、「特許調査レポート」を活用し、特



許紛争又は訴訟の処理中だけでなく、日常の経営においても重視し、それによって定期的に自己「診断」を行う必要があると提言した。

最後は、中国新特許法の職務発明制度に対して、企業が如何に対応するかの問題である。新特許法の職務発明制度においては、三つの改正が行われた。①適用主体は、旧法の「国有企業」からすべての企業まで拡大した。②支給プロセスを二段階化にし、「取り決め優先で、取り決めがない場合は法律規定に従い、法律規定が弾性的であり、下限を設けるが上限を設けない」方式を採用した。③職務発明対価の支給に関して、法定支給の下限を引き上げた。陶氏は、企業は「取り決め優先」の原則を活用し、まず労働契約や知的財産権契約及び関連契約中で、従業員と十分に取り決めし、主導権を握るべきであり、さらに、企業の核心競争力及び他の利益共存に関わる職務発明創造であるか否か、及びその産業転換によって、「区分価額取り決め」を取り決めるべきである、と提言した。

パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、特許法実施細則改正の進展、新特許法が施行された後に意匠出願審査の変化、出願審査にあたって如何に「慣用技術」・「技術常識」・「公知技術」についての判断の問題、将来中国知的財産権訴訟制度への展望などの問題について、講演者間で多岐に渡る議論が行われた。

(RA 石飛)

知的財産判例データベース進捗状況

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/db/>

中国 DB プロジェクトの進捗状況

2009年の中国知的財産権判例の収集作業は、中国各地の先生の協力のもとで始動した。

(グローバル COE 研究員 兪風雷)

インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

現在、124件の判例が掲載されている。本年度中に新規30件を追加できる見込みである。

(研究助手 志賀典之)

タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、422件の判例が掲載されている。本年度は40件の判例が追加される予定である。

(RC 今村哲也)

台湾 DB プロジェクトの進捗状況

年末を迎えるにつれ、台湾判例データベースの09年度追加分の制作も、いよいよ最終の段階に入る。なお、07年に台湾智慧財産法院（知的財産裁判所）が発足して以来、日台の法律分野の実務及び学术交流は活発となりつつある。今後、こうした交流が台湾の裁判に如何なる影響を及ぼすかも、判例研究の注目点の一つとなろう。

(RA 陳柏均)

ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

ベトナム人民最高裁において判例の収集作業が開始されており、現在までに具体的な進展はないが、引き続き同裁判所との協力を進めていく予定である。

(RC 五味飛鳥)

韓国 DB プロジェクトの進捗状況

現在 RCLIP データベースには総計119件の韓国の知的財産権判例が掲載されている。今年度も韓国ソウルの漢陽大学法科大学の「知的財産・情報法センター」の協力で、更に30件を追加する予定である。

(RC 張睿暎)

欧州 DB プロジェクトの進捗状況

ドイツ、フランスからそれぞれ50件と60件の判例を受け取り、現在翻訳作業に取りかかっている。

(研究助手 小川明子)



RCLIP事務所便り:台湾出張

9月22日に台湾特許庁、台湾大学共催「特許訴訟新制国際シンポジウム」が開催され、招聘講師として高林龍教授が、「日本における審判および審決取消訴訟と侵害訴訟の審理判断をめぐる諸問題」と題して講演を行った。

また、23日台湾最高法院、大法院の大会議室で開催された「裁量上告制度や最高裁判例の拘束性について」において、高林龍教授が講演を行った。この模様は台湾の新聞に大変好評であったと掲載されている。

9月22日のシンポジウムについては、本文の記事(3ページ)を参照。

9月23日は当初は最高法院及び智慧財産法院を訪問するだけの予定が、最高法院では是非にとの要望により、最高裁判事やその他の判事総勢100名が参加する大法院の大会議室で楊院長(最高裁長官)司会の下で、高林龍教授が裁量上告制度や最高裁判例の拘束性について90分近く講演と質疑応答を行った。

掲載された台湾のニュース等

SINAネット: ニュース

<http://news.sina.com.tw/article/20090923/2181603.html>

智慧財産法院: HP記事(写真)

http://210.69.124.203/ipr_internet/index.php?option=com_content&task=view&id=15&Itemid=71

研究会・セミナー開催のお知らせ

<RCLIP・JASRAC寄付講座>

「フランスにおける知的財産保護の広がり—その交錯と制限—」

【日時】2009年11月28日(土) 13:00~16:30

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 8号館地下1階 B107教室

【概要】米国の著作権法に比べて日本人に馴染みの薄い欧州とりわけフランスは、伝統的法制度に基づいて着実に著作権保護法制を培ってきた。本セミナーは、私達がより広く知っておくべき欧州における著作権法に関する重要問題として、プロダクトデザインをめぐる知的財産法による保護の広がり、逆に保護の広がりによる弊害を防止するための著作権を制限のあり方の二つを取り上げて、著名な学者2名をフランスから招聘して、日本及び米国と比較しながら検討を加える。

【内容】

第一部 「著作権法および他の知的財産法によるプロダクトデザインの保護」

【司会】竹中俊子 ワシントン大学教授、早稲田大学大学院法務研究科教授

【講演者】Yves Reboul ストラスブール大学教授
第二部 「フランスにおける著作権の制限について」

【司会】駒田泰土(上智大学法学部准教授)

【講演者】Frédéric Pollaud-Dulian パリ第一大学(ソルボンヌ)教授

【主催】早稲田大学大学院法務研究科・法務教育研究センター

【共催】早稲田大学グローバルCOE 知的財産法制研究センター(RCLIP)



<JASRAC-RCLIP 知的財産法シンポジウム>

知財年報誌発刊5周年記念

近時の知的財産法をめぐる諸問題

【日時】2009年12月12日土曜日 13:00~17:30

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス8号館
B107教室

パネル1 13:00~15:00

【テーマ】芸能人の氏名・肖像の法的保護 — パブリシティ権の最新動向 —

【概要】芸能人の氏名や肖像はパブリシティ権によって保護されている。もっとも、わが国ではパブリシティ権に関する明文の規定がないため、その保護範囲・主体・客体など、さまざまな課題が残されたままとなっている。本パネルでは、アメリカおよびドイツにおける最近の動向を踏まえつつ、理論的および実務的な観点からわが国における解釈論および立法論を模索する。

【司会】上野達弘 立教大学法学部准教授

【パネラー】

伊藤 真 法律事務所イオタ・弁護士

奥邨弘司 神奈川大学経営学部准教授

本山雅弘 国士舘大学法学部准教授

【主催】早稲田大学大学院法務研究科・法務教育研究センター

【共催】早稲田大学グローバル COE 知的財産法制研究センター (RCLIP)

パネル2 15:30~17:30

【テーマ】総括—5年間の知的財産関係判例と学説の動向—

【概要】別冊 NBL 知財年報 I.P. Annual Report 誌は2005に発行されて以降5年を経過した。同誌における判例学説の動向は、1年間の判例や論文を広く収集して解説を加えるものであって、知的財産法関係の全体像を理解する上で

貴重なものとして定着した。本セミナーではその執筆者らがその総括を行なうとともに、著名な判決の多くに関与し、今年弁護士に転じた三村量一元判事からコメントを頂く。

【司会】渋谷達紀 早稲田大学法学部教授

【パネラー】

五味飛鳥 弁理士

加藤 幹 信州大学非常勤講師

今村哲也 明治大学情報コミュニケーション学部専任講師

【コメンテータ】三村量一 弁護士、元知的財産高等裁判所判事

【主催】早稲田大学グローバル COE 知的財産法制研究センター (RCLIP)

【協賛】株式会社商事法務

編集・発行

早稲田大学グローバル COE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/>